

交付申請チェックリスト

Q1: 申請予定の方は、六ヶ所村の住民基本台帳に記録されていますか？(又は転入予定者含む)

はい

いいえ
【申請不可】

Q2: 新築工事又はリフォーム工事を行うのは一戸建ての住宅ですか？
※併用住宅は居住部分のみ対象となります。

はい

いいえ
【申請不可】

Q3: リフォーム工事を行う場合、同じ住宅に対して、平成26年4月1日以降に六ヶ所村住宅新築リフォーム支援事業助成金を受けたことはありますか？
※その他公的助成を受けたことがある場合、事前にご相談ください。

ない

ある
申請不可

Q4: 新築又はリフォーム工事を行う住宅とその土地の所有者は、申請される方と同じですか？

はい

いいえ

Q5: 住宅、土地の所有者から同意書を得ることは可能ですか？

はい

いいえ
申請不可

Q5: 工事の施工業者は、以下のいずれかに該当しますか？

- ア 六ヶ所村建設工事入札参加者資格を有する者
- イ 建設業許可を有する者
- ウ 村内に主たる事業所を有している法人又は個人事業者であって、瑕疵保険事業者登録をしているもの

はい

いいえ
申請不可

※新築工事の場合、Q7へお進みください。

Q6: リフォーム工事は補助対象経費に含まれ、かつ、経費総額は20万円以上ですか？

	補助対象経費	チェック
1	屋根の葺替え、塗装又は外壁の補修等の外装工事	
2	壁紙の張替え、間取りの変更、床又は天井等の内装工事	
3	防音又は断熱化工事	
4	建具、畳、ふすま、窓ガラス又はサッシ工事	
5	住宅バルコニー等の設置又は補修工事	
6	バリアフリー化工事	
7	台所、浴室又はトイレ等の改修工事	

はい

いいえ
申請不可

Q7: 工事着手日から14日前までに交付申請書の提出が可能ですか？

はい

いいえ
申請不可

Q8: 交付申請書類に不備はないですか？

	交付申請書類	チェック
1	交付申請書	
2	申請者本人の住所及び氏名等を確認することができる書類(運転免許証等)	
3	交付概要を確認することができる図面(案内図、配置図又は平面図等)	
4	現況写真	
5	工事見積書(内訳明細が明記されているものに限る)	
6	申請者が住宅・土地の所有者でない場合 所有者の工事同意書、印鑑登録証明書、登記事項証明書の写し	
7	補助金振込先金融機関の通帳の写し	
8	建築工事届の写し(建築基準法第15条第1項に該当する場合)	
9	その他村長が必要と認める書類	

はい
申請可能

いいえ
申請不可

◎ 政策推進課へ交付申請書類を提出